平成２７年（フ）第１０５６号
京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地　市営住宅２棟218号
債務者　木本かおり
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９３号
京都市伏見区深草出羽屋敷町10番地18
債務者　有馬　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９４号
京都市東山区本町17丁目316番地　デトムワン東福寺122号
債務者　相沢　庄美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２０号
京都市伏見区深草谷口町72番地の16　藤木光雄方、住民票上の住所京都市伏見区桃山町丹下21番地の５　デ・リード桃山本町703号
債務者　村田　伸介
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２１号
京都市伏見区小栗栖中山田町67番地２　シャトル蜂ノ壷303
債務者　濱田　典子（旧姓高倉）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
京都府亀岡市西つつじケ丘雲仙台１丁目４番４－２号、前住所京都府亀岡市北河原町１丁目２番26―402号　保津川団地
債務者　前田まゆみ（旧姓水田）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
三重県松阪市駅部田町288―31　コーポみやま辺202号室、住民票上の住所三重県度会郡大紀町大内山983番地
債務者　米倉　正樹
1　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第３７３３号
大阪府八尾市福栄町２丁目23番地福山通運社宅312号
債務者　西口　正恭
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１８号
大阪府東大阪市花園東町３丁目２番46号シャーメゾン東花園Ｂ―202
債務者　石川　純子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００４号
大阪府豊中市稲津町２丁目11番５―201号
債務者　常行　哲夫
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０２２号
大阪府摂津市東正雀10番12―102号、前住所大阪府摂津市正雀本町１丁目19番19―１Ｅ号
債務者　山田　敦子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０３９号
大阪市住吉区千躰２丁目２番27号　サニーハイツ　210号
債務者　家村　泰彦
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７９号
大阪市住之江区西住之江３丁目６番27―206号、前住所大阪市淀川区新北野１丁目６番２―901号
債務者　遠藤　暁美
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０８７号
大阪府東大阪市金岡１丁目１番５―401号、前住所堺市東区日置荘西町３丁32番１―705号
債務者　小西　保子（旧姓小熊坂）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０９９号
大阪府茨木市三島丘２丁目２番１―209号
債務者　柏木タエ子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０８号
大阪市北区中崎西４丁目２番21―104号
債務者　酒井　惠子
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１５８号
大阪府東大阪市高井田28番８号　ジュネス高井田305
債務者　山田志乃芙
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで　大阪地方裁判所第６民事部